因幡浄苑及びコンポストセンターいなば包括管理委託業務

要求水準書

平成１９年１１月

鳥取県東部広域行政管理組合

目　次

第１章　総則　・・・

６　労働安全衛生及び作業環境管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
７　防火管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
８　施設警備及び防犯体制　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１３
９　見学者対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１０　住民対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１１　帳票類の管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１２　地域経済への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４
１３　環境への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１４

第４章　因幡浄苑業務範囲及び業務内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
１　業務範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５
２　勤務日等及び勤務時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
３　搬入時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
４　搬入管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６
５　調整及び交換　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７
６　し尿・雑排水の下水道圧送　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
７　軽易な修理作業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
８　設備等の改良　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
９　定期修繕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
１０　廃棄物の処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
１１　検査測定分析　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８
１２　防災管理業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
１３　見学者対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
１４　特別操業の対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１９
１５　維持管理業務の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０
１６　環境への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２０

第５章　コンポストセンターいなば業務範囲及び業務内容　・・・・・・・・・・　２１
１　業務範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２１
２　勤務日等及び勤務時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
３　製品製造について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２
４　調整及び交換　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
５　軽易な修理作業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
６　設備の改良　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
７　定期修繕　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
８　廃棄物の処理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２３
９　検査測定分析　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
１０　防災管理業務　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２４
１１　見学者対応　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
１２　維持管理業務の基本的な考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５
１３　環境への配慮　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５

第1章　総　則

この要求水準書は、鳥取県東部広域行政管理組合（以下「本組合」という。）が所管する因幡浄苑及びコンポストセンターいなばの両施設を適正に管理する上で満たすべき要求水準であり、その具体的手法は入札参加資格者の提案によるものとする。

１　業務目的

「因幡浄苑及びコンポストセンターいなば包括管理委託業務」（以下「包括管理委託業務」という。）は、鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、智頭町、若桜町、八頭町）のし尿・浄化槽汚泥、集落排水汚泥を因幡浄苑、コンポストセンターいなばの両施設で適正に処理し、一定の性能の確保及び効果的かつ効率的な運転・維持管理を行うことを目的とします。

２　業務名

因幡浄苑及びコンポストセンターいなば包括管理委託業務

３　実施場所

因幡浄苑　　鳥取市秋里 1037 番地 1
コンポストセンターいなば　　鳥取市伏野 1612 番地

４　委託期間

準備期間　　契約日から平成 20 年 3 月 31 日までとします。
実施期間　　平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までとします。

５　業務内容

(1) 因幡浄苑

① 運転業務
② 保守点検業務
③ 設備補修業務
④ 定期修繕業務
⑤ 物品管理調達業務
⑥ エネルギー管理業務
⑦ 場内警備業務
⑧ 検査測定分析業務
⑨ 防災管理業務
⑩ その他業務
⑪ 報告書の提出

(2) コンポストセンターいなば

① 運転業務
② 保守点検業務

③　設備補修業務
④　定期修繕業務
⑤　製品管理業務
⑥　物品管理調達業務
⑦　エネルギー管理業務
⑧　場内警備業務
⑨　検査測定分析業務
⑩　防災管理業務
⑪　その他業務
⑫　報告書の提出

6　施設概要

【因幡浄苑】

(1) 施設規模等

①　建築面積　2,294 ㎡
②　延床面積　3,767.72 ㎡
③　供用開始　平成 12 年 4 月（水処理は平成 11 年 4 月供用開始）

(2) 処理能力

① 計画処理量

ア 受入・貯留工程まで

し尿・浄化槽汚泥　175 kℓ／日（うち 50 kℓ／日は下水道圧送）
集落排水処理汚泥　50 kℓ／日（年 365 日平均値・計画時は、直接脱水）

イ 主処理工程以降より

混合し尿（し尿・浄化槽汚泥）125 kℓ／日

② 主要設備運転時間

ア 受入貯留設備	稼働日数：	５日／週	運転時間：	６時間／日
イ 主処理設備	〃	：７日／週	〃	：２４時間／日
ウ 高度処理設備	〃	：７日／週	〃	：２４時間／日
エ 汚泥脱水設備	〃	：５日／週	〃	：１２時間／日
オ 脱臭設備	〃	：７日／週	〃	：２４時間／日

(3) 処理方式

① 受入貯留工程

し尿・浄化槽汚泥 : 受入 → 沈砂除去 → 除渣 → 貯留 → 遠心除砂

集落排水処理汚泥 : 受入 → 沈砂除去 → 除渣 → 貯留

② 主処理工程

膜分離高負荷脱窒素処理方式 → 生物膜分離

③ 高度処理工程

凝集処理 → 凝集膜分離 → 活性炭吸着処理 → 滅菌放流

④ 汚泥処理工程

濃縮 → 脱水

⑤ 脱臭設工程

高中濃度臭気 ： 酸洗浄 → 活性炭吸着脱臭

(4) 公害防止基準

① 排水基準値

別紙１のとおり

② 騒音基準値（敷地境界線上において）

ア 朝・夕　(6 時～8 時、19 時～22 時)　５０ホン以下

イ 昼　間　(8 時～19 時)　６０ホン以下

ウ 夜　間　(22 時～6 時)　４５ホン以下

（暗騒音、非常時騒音等は除きます。）

③ 振動基準値（敷地境界線上において）

ア 昼　間　(8 時～19 時)　６０ｄＢ以下

イ 夜　間　(19 時～8 時)　５５ｄＢ以下

（車両通行等による振動は除きます。）

④ 悪臭基準値（活性炭吸着塔出口にて測定）

別紙２のとおり

⑤ 脱水し渣・汚泥の性状

ア 脱水し渣水分　６０％以下（場外搬出処分）

イ 脱水汚泥　７５％以下（場外搬出処分）

【コンポストセンターいなば】

(1) 施設規模等

① 建築面積　1,448.82 ㎡

② 延床面積　2,364.15 ㎡

③ 供用開始　平成 11 年 6 月

(2) 処理能力

脱水汚泥（し尿等処理汚泥・集落排水処理汚泥）

7.39ｔ／日（稼働日当たり 10.35ｔ／日、含水率 75%、比重 0.8）

(3) コンポストの性状等

① 製品発酵温度

発酵温度６５℃以上で、４８時間以上発酵したもの

② 製品含水率　３５％程度

③ 製品規制値

別紙３のとおり

(4) 処理方法

工程

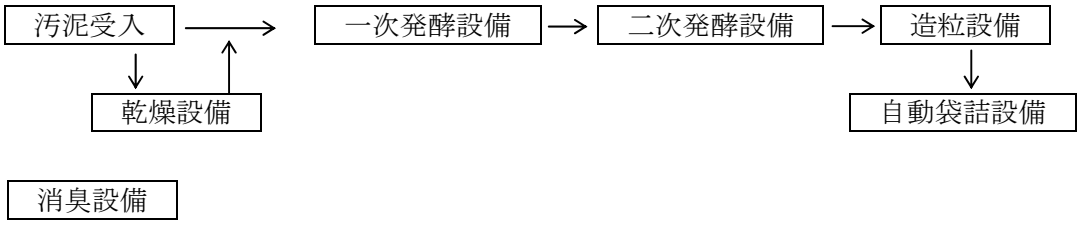

(5) 公害防止基準

① 排水に係る地域協定値

別紙４のとおり

② 騒音基準値（敷地境界線上において）

ア 朝・夕 (6 時～8 時、19 時～22 時) ５０ホン以下

イ 昼 間 (8 時～19 時) ６０ホン以下

ウ 夜 間 (22 時～6 時) ４５ホン以下

（暗騒音、非常時騒音等は除きます。）

③ 振動基準値（敷地境界線上において）

ア 昼 間 (8 時～19 時) ６０ｄＢ以下

イ 夜 間 (19 時～8 時) ５５ｄＢ以下

（車両通行等による振動は除きます。）

④ 乾燥機排ガス

別紙５のとおり

7 関係法令の遵守

包括管理委託業務受託事業者（以下「事業者」という。）は、施設の運用に当たり、次に掲げる関係法令等を遵守しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(2) 水質汚濁防止法

(3) 下水道法

(4) 大気汚染防止法

(5) 電気事業法

(6) 労働基準法

(7) 労働安全衛生法

(8) 労働者災害補償保険法

(9) 職業安定法

(10) 消防法

(11) 地元協定値

(12) その他関係法令等

８　用益条件（ユーティリティー）

【因幡浄苑】

(1) 給排水

本施設において使用する上水道については、プラント水及び飲料用です。施設の排水は自家処理を行っています。

(2) 電気

本施設は、自家発電補給設備を所有し、現在の受電方式は高圧高負荷率 TOU です。ただし、電力会社との契約は、平成１９年５月に締結しており、契約の内容を変更する場合は平成２０年５月以降となります。

(3) 電話

本施設は、ISDN 回線が２回線あり、電話・FAX・警備会社・DCS（Distributed Control System）に使用しています。事業者用専用回線は、必要に応じ事業者が引き込むこととし、その費用については事業者が負担するものとします。

(4) ガス

ガスについては、湯沸し用であり、プロパンガスを使用しています。

(5) 薬品

水処理及び脱臭等に薬品を使用しています。

(6) 油脂類

各設備及び機器類等に使用しています。

【コンポストセンターいなば】

(1) 給排水

本施設において使用する上水道については、環境クリーンセンター給水設備から受水しています。上水道はプラント水及び飲料用であり、施設の排水は集落排水施設へ送っています。集落排水施設使用料金は、本組合が管理する鳥取県環境クリーンセンター（鳥取市伏野 2220 番地）で一括して支払っているため、年度末に本組合が事業者に請求します。

(2) 電気

本施設の現在の受電方式は、高圧電力Ａであり、契約電力は２０６ｋＷです。ただし、契約の内容は変更することができます。

(3) 電話

本施設は、一般回線が２回線、専用線が１回線あり、電話・FAX・警備会社・DCS に使用しています。事業者用専用回線は、必要に応じ事業者が引き込むこととし、その費用については事業者が負担するものとします。

(4) 燃料

汚泥乾燥及び発酵設備の燃料として重油を使用しています。

(5) 薬品

脱臭及び水処理に薬品を使用しています。

(6) 油脂類

各設備及び機器類等に使用しています。

9　車両・重機等

事業者は、因幡浄苑及びコンポストセンターいなばの運転管理・維持管理に必要な車両等を準備するものとします。ただし、本組合が所有する車両等は、無償で事業者に貸与しますが、維持管理費（燃料、重量税・自賠責保険料、任意保険料、検査・点検・整備費用、車検等を含む。）は、事業者が負担するものとします。なお、本組合は、貸与した車両等の更新は行いません。

〔車両・重機一覧〕

【因幡浄苑】

車両名	台数	取得年月日
し渣運搬車　４ｔダンプトラック	１台	平成１１年３月
沈砂運搬車　軽トラック（ダンプ式）	１台	平成１２年３月

【コンポストセンターいなば】

車両名	台数	取得年月日
汚泥運搬車　４ｔダンプトラック	１台	平成１１年２月
コンポスト保管・積出用電動式 1.5ｔフォークリフト	１台	平成１１年１月

10　要求水準書の遵守

事業者は、この要求水準書の内容を遵守しなければならない。また、事業者は、この要求水準書に明記されていない事項であっても、運転管理に必要な業務等については、全て事業者の責任において行うものとする。

11　事業実施状況の調査

本組合は、包括管理委託業務を確認するため、事業者による施設の運転管理、保守管理等を状況把握するため、定期若しくは随時に書類の提出を求め、現地調査を実施します。

12　委託業務の引継ぎ

(1) 事業者は、平成２０年４月１日からの受託開始に伴い、施設の性能保証値、機器管理等に十分対応できるよう、事前に必要期間準備を行うものとし、これに係わる費用は事業者の負担とします。

(2) 事業者は、受託期間満了時において次期事業者に対し、業務に支障が生じないよう引継ぎを行わなければならない。

13　施設機能の確認

(1) 業務開始前

①　業務開始前日までの間に、本組合及び事業者は、双方立会いのもと、業務着手前に施設の確認を行うものとします。なお、確認すべき項目については、本組合及び事業者が協議により定めるものとします。

②　事業者は、前項の機能確認の完了後、その確認結果を記載した施設等機能確認報告書を作成し、確認完了の日から１０日以内に本組合に提出するものとします。

(2) 業務終了時

① 業務期間終了時又は本組合若しくは事業者が解除により契約を終了するときは、契約終了日前３０日から契約終了日までの間に、双方立会のもとで施設の機能確認を行わなければならない。

② 本組合及び事業者は、当該機能確認の結果、所定の機能が確保されないと認められるときは、双方協議して修繕、更新その他必要な処置を行わなければならない。

第２章　運転・維持管理業務の基本的な考え方

１　運転・維持管理計画

(1) 施設の運転・維持管理業務は、施設概要等を参考に運転・維持管理計画を立案し、これに基づいて業務を履行するものとする。運転・維持管理計画は、次の各号に掲げる計画について立案するものとします。

①　運転業務計画

②　保守点検業務計画

③　物品管理調達業務計画

④　定期修繕計画

(2) 運転・維持管理計画は、因幡浄苑・コンポストセンターいなば各施設の水処理及び汚泥処理等の管理状況、設備機器の整備状況を十分把握し、立案しなければならない。

(3) 運転・維持管理計画は、本組合の承諾を受けるものとします。

(4) 運転・維持管理計画を変更する必要が生じた場合は、本組合と協議し、承諾を得なければならない。

２　就業の制限

労働安全衛生法等で定める就業制限に係る機器の運転及び危険物の取扱いなどにあっては、有資格者以外の者が行ってはならない。

３　運転業務

(1) 事業者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って運転業務に当たらなければならない。

(2) 事業者は、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、故障、事故等においても迅速かつ適切に処置しなければならない。

４　巡視点検

(1) 施設の巡視点検は、処理状況及び設備の状況に応じて回数を定め、施設の運転状況を確認するとともに、設備等の異常の早期発見に努めなければならない。

(2) 巡視点検に当たっては,機器の状態に注意し、特に異音、振動、臭気、過熱の有無,計器の指示値等に注意しなければならない。

(3) 巡視点検結果は、前２項に記載する内容について記録しなければならない。なお、巡視点検により異常を発見した場合は、速やかに適正な措置を講じなければならない。

５　保守点検業務

(1) 事業者は、施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために必要な点検・測定及び調査を行うものとします。

(2) 事業者は、業務の履行に必要とする関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従って設備点検に当たらなければならない。

(3) 事業者は、設備の構造、動作特性、性能、機能及び設備機器の重要性、目的等を熟

知し、故障、事故時においても迅速かつ適切に処置しなければならない。
(4) 事業者は、有資格者を必要とする点検については、速やかに有資格者を配置し、実施しなければならない。
(5) 事業者は、設備機器の状態、点検結果について、設備点検報告書に記録しなければならない。
(6) 事業者は、設備情報について、常に最新の情報がわかるように機器管理台帳を更新しなければならない。

6　設備補修業務
(1) 事業者は、突発的に不具合が発生したときは速やかに、設備・装置及び機器等の機能を現状又は機能上支障のない状態に回復しなければならない。
(2) 事業者は、適切な品質及び規格品を使用し、補修に当たるものとします。
(3) 事業者は、設備補修の結果について、報告書に記載しなければならない。
(4) 事業者は、設備補修の結果について、機器管理台帳を更新しなければならない。

7　定期修繕の要領
(1) 事業者は、修繕設計書に基づき、機器の状況を反映した年間の修繕計画を策定し、計画的に修繕を行わなければならない。
(2) 事業者は、修繕を実施する場合には、毎月の修繕施行計画により、施工時期を本組合と協議し、実施するものとします。
(3) 事業者は、修繕工事を施工する際、施工工程の管理監督を行うとともに、必要な写真及び修繕完了報告書を作成の上、本組合の検査を受けるものとします。

8　物品管理調達業務
(1) 事業者は、施設の運転管理に要する燃料、消耗品、薬剤、油脂類の管理し、調達をするものとします。
(2) 事業者は、適切な品質・規格の物品を調達し、設備機器運転等に影響が出ないようにしなければならない。
(3) 事業者は、常に物品の在庫を把握するとともに的確に物品を調達し、在庫不足による設備機器の運転等に影響が出ないようにしなければならない。
(4) 事業者は、納入品及びその量等を物品管理報告書に記録しなければならない。
(5) 集落排水汚泥収集伝票を本組合の指定する様式により発注することとします。また発注後の伝票は、収集運搬業者へ必要部数を引き渡してください。

9　異常時の措置
(1) 事業者は、保守点検において、異常を発見した場合は、速やかにその原因を調査し、適切な措置を講ずるとともに、現場で修理可能なものについてはただちに修繕し、修繕終了後、写真等を添付して、本組合に報告しなければならない。
(2) 事業者は、保守点検により施設の運営に重大な支障を及ぼすような異常を発見した場合は、速やかに本組合に連絡するとともに、速やかに修繕を行い、修繕終了後は、

写真を添付して本組合に報告しなければならない。

10　災害時

事業者は、災害時に二次災害の恐れがある場合は、適切な措置を講じ、被害を未然に防止しなければならない。

11　休日等の連絡

事業者は、休日及び時間外に異常を発見した場合は次の内容について本組合に連絡し、協議の上対処するものとします。

(1) 連絡年月日、時間、連絡者名
(2) 発生・発見時刻、状況、対応の有無
(3) 措置、指示事項、その他

12　事業実施におけるリスクマネージメント

包括管理委託業務において、本組合若しくは事業者が負うべきリスクの分担及びリスクマネージメントについては、別紙６「リスク分担表」に基づき、その程度や具体的内容について双方協議の上決定するものとする。

13　備品等の貸与

(1) 本組合は、事業者が業務履行上必要とする備品、設計書、図面等（完成図書）、特殊工具等を貸与するものとします。
(2) 本組合は、次の事項を記載した貸与品台帳を作成するものとします。
　① 整理番号、貸与月日、返却日
　② 貸与品目、数量
　③ 借用者名、期間、借用者印
(3) 事業者は、事業者のリース物件等、本組合の所有に属さない備品については、「賃貸借期間」及び「賃貸業者名」を物品に表示し、所有の区分を明確にするものとします。

14　整理整頓等

事業者は、施設建物及びその周辺について常に清掃を心がけ、不要な物品等を整理しなければならない。

15　費用負担

(1) 委託業務範囲内における全てに関する費用については、事業者の負担とします。ただし、因幡浄苑水槽内の塗装剥離の修繕については、業務対象外とします。
(2) その他事項に定めない費用については本組合及び事業者が協議するものとします。

16　突発的故障修繕に関する業務

事業者は、施設等において突発的に発生する故障に対する修繕を行うこととします。対象とする故障は、修繕に要する費用が１件当たり１００万円（消費税及び地方消費

税を含む。）未満のものとし、次の各号によるものとします。ただし、事業者の責によりこれらを破損、滅失した場合は事業者の負担とします。

(1) 対象は、機械設備、電気設備、土木構造物及び建築物とします。

(2) 故障修繕業務に該当する場合は、事業者は、速やかに故障の状況、原因、修繕方法及び所要経費額調書等を原則として修繕前に本組合に通知しなければならない。ただし、特に緊急を要する場合は、本組合と速やかに協議し、対応するものとします。

(3) 修繕に必要なすべての部品、消耗品等の調達、交換及び管理は事業者が行うこととします。

(4) 修繕を行った場合は、速やかに設備台帳管理システムのデータを更新しなければならない。

17　秘密の厳守

事業者は、業務の履行上知り得た秘密及び業務内容等について、第三者に漏らしてはならない。

18　疑義

この要求水準書に定める事項の解釈又は、この要求水準書に定めるもののほか疑義が生じた場合は、双方協議して定めるものとします。

第３章　運転管理体制

１　全体組織構成

事業者は、包括管理委託業務の実施に当たり適切な組織を構成しなければならない。

２　業務管理

(1) 事業者は、善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

(2) 事業者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに本組合に連絡しなければならない。

(3) 事業者は、施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の履行に当たり、創意工夫し、設備の予防保全に努めなければならない。

(4) 事業者は、豪雨、台風、地震その他の天災等による事故に対応するため、連絡体制を整えるとともに、次の書類を提出し、常にこれに対処できるように準備しなければならない。

①　労働安全組織図

②　労働安全衛生対策実施計画書及び緊急災害時対応マニュアル

③　緊急時連絡体制表

④　その他必要な書類

３　従業員の報告

事業者は、従業員の氏名及び資格等を契約締結後、速やかに本組合に提出しなければならない。また、人事異動のあった場合も同様とします。

４　労務管理

(1) 事業者は、従業員の労務管理の一切の責任を負うものとします。また、事業者は包括管理委託業務の公共性を十分理解し、退職、欠勤等に対処できるよう万全な態勢を整備し、労務管理を十分に行わなければならない。

(2) 事業者は、包括管理委託業務を行うに当たり必要な有資格者を配置し、運転管理を適切に行うための人員配置を行わなければならない。その他運営管理を行うに当たり資格が必要な場合は、その有資格者を配置しなければならない。また、従業員に対しては、し尿処理施設又は汚泥堆肥化施設の運転管理に関する教育を受けさせなければならない。

【有資格者一覧表】

因幡浄苑

①　廃棄物処理施設技術管理者（し尿処理場）

②　安全衛生推進者

③　酸素欠乏硫化水素危険作業主任者

④　特定化学物質等作業主任者
⑤　自動車免許のうち中型免許又は平成 19 年 6 月 1 日以前の普通免許
⑥　５ｔ未満クレーン特別教育修了者
⑦　玉掛け技能講習修了者
⑧　その他施設の運転管理等に必要な資格

コンポストセンターいなば
①　安全衛生推進者
②　危険物取扱者（乙種第四類）
③　乾燥設備作業主任者
④　有機溶剤作業主任者
⑤　自動車免許のうち中型免許又は平成 19 年 6 月 1 日以前の普通免許
⑥　５ｔ未満クレーン特別教育修了者
⑦　玉掛け技能講習修了者
⑧　フォークリフト運転技能講習修了者
⑨　その他施設の運転管理等に必要な資格

5　総括責任者の選任及び職務

事業者は総括責任者を定め、氏名その他必要事項を書面をもって、本組合に通知しなければならない。総括責任者を変更したときも同様とします。

(1) 総括責任者は、施設全体を総括し、従業員の指導及び監督を行わなければならない。

(2) 事業者は総括責任者の代理者を予め選任し、総括責任者が不在の際は、その職務を代行させるものとします。

(3) 総括責任者は、本組合との連絡を密にし、運転管理状況等を適確に報告しなければならない。

(4) 従業員は、総括責任者（代理者）の指示に従って業務を遂行しなければならない。

6　労働安全衛生及び作業環境管理体制

事業者は、包括管理委託業務に係る労働安全衛生及び作業環境管理体制を整備しなければならない。

7　防火管理体制

(1) 事業者は、本件施設の防火上必要な組織等を整備しなければならない。

(2) 事業者は、整備した防火管理体制について本組合に報告しなければならない。なお、体制を変更した場合も同様とします。

8　施設警備及び防犯体制

(1) 事業者は、本件施設等の警備及び防犯体制を整備しなければならない。

(2) 事業者は、整備した警備及び防犯体制を本組合に報告しなければならない。なお、体制を変更した場合も同様とします。

9　見学者対応

施設の見学を希望する者の予約受付及び日程調整等は本組合が行うものとし、事業者は、施設見学者の案内、説明等の対応を行うものとします。

10　住民対応

事業者は、常に適切な運転・維持管理を行い、住民の理解、協力が得られるよう努めなければならない。なお、住民からの意見等があった場合は、本組合と協議の上、適切に対応し、その結果を本組合に報告しなければならない。

11　帳票類の管理

事業者は、包括管理委託業務実施に必要な帳票類を作成し、保管しなければならない。

12　地域経済への配慮

事業者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守し、地元雇用、地元企業の育成等地域経済への貢献に配慮をするものとします。

13　環境への配慮

環境への負荷の低減、循環型社会への貢献、環境へのリスク管理及び地球温暖化の抑制などに関して配慮しなければならない。

第４章　因幡浄苑業務範囲及び業務内容

１　業務範囲

業務の主な内容は次のとおりとします。

(1) 運転業務

①　し尿及び浄化槽汚泥の搬入受け入れ業務

②　集落排水汚泥の搬入受け入れ業務

③　中央監視室の操作

④　受入貯留設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑤　主処理設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑥　高度処理設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑦　汚泥脱水設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑧　脱臭設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑨　その他設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑩　槽内の清掃（沈砂槽、受入槽、集排汚泥受入槽、し尿貯留槽、中継槽、調整槽）

⑪　本組合の計画に基づき、脱水し渣を指定場所までの搬出運搬する業務

⑫　沈砂を抜き取り洗浄し、指定場所まで搬出運搬する業務

運搬は、週１回で 350 kgまで

⑬　し尿・雑排水の下水道圧送業務

圧送量は月平均 15 ㎥/日以内とし、1 日当たりの最大圧送量は、50 ㎥以内とする。

⑭　その他業務上必要な業務

(2) 保守点検業務

①　受入貯留設備の各種設備機器の定期点検及び保守

②　主処理設備の各種設備機器の定期点検及び保守

③　高度処理施設の各種設備機器の定期点検及び保守

④　汚泥脱水設備の各種設備機器の定期点検及び保守

⑤　し尿・浄化槽汚泥、集落排水汚泥運搬車両の搬入搬出路の定期点検及び保守

⑥　施設の小修繕及び塗装

⑦　電気工作物、消防用設備、自動扉の定期点検及び保守

⑧　クレーン、地下タンク、コンプレッサー法定点検

⑨　冷暖房設備の点検整備

⑩　①～⑧の結果の記録及び報告書作成

⑪　その他必要な保守点検業務

(3) 設備補修業務

突発的に発生した事故等による設備、装置及び機器等の機能の回復

(4) 定期修繕業務

施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために行う、定期修繕計画の策定、施行計画、修繕対応、安全管理等計画された修繕業務。

(5) 物品管理調達業務

①　施設の運転に必要な電力、燃料、プラント水及び指定する消耗品類や処理に必要

な薬品類等の管理及び調達

② 活性炭の交換及び活性炭在庫管理

(6) エネルギー管理業務

電力量を抑えるための省エネルギー運転等

(7) 場内警備業務

場内警備を実施し、夜間及び休日等の施設の安全を確保する。

(8) 検査測定分析業務

① 水質検査業務 1回／月

② 脱臭装置ガス濃度測定業務 1回／四半期

③ 水質分析業務 1回／日

(9) 防災管理業務

天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時における対応

(10)その他業務

① 施設敷地内（建物内含む。）の清掃・除草・植木等の管理及び除雪

② 施設見学者対応

③ 緊急時の樋門（因幡浄苑前の袋川堤防）の操作

④ 夜間・土日・祝祭日における緊急時の対応

⑤ その他必要と認められる業務

(11)報告書の提出

前各号及びその他必要と思われる業務に対しての報告書を作成し、本組合に提出するものとします。

2 勤務日等及び勤務時間

勤務日は、月曜日から金曜日までとし、休日は、土曜日、日曜日及び祝祭日及び 12 月 29 日から 31 日まで並びに翌年の 1 月 2 日から 1 月 3 日までとします。

勤務時間は、午前 8 時 30 から午後 5 時 30 分までとします。

3 搬入時間

平日（月～金曜日） 午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分

4 搬入管理

(1) 因幡浄苑に搬入する収集運搬業者の管理

合併前の鳥取市地域及び鳥取市国府町地内におけるし尿・浄化槽汚泥及び集落排水汚泥は、（財）鳥取市環境事業公社が 2t 又は 4t 車で直接、因幡浄苑搬入します。その他の地域におけるし尿及び浄化槽汚泥は、（財）鳥取市環境事業公社以外の収集運搬業者が各家庭から 2t 又は 4t 車により収集し、中継所（気高、河原、福部、用瀬、岩美、智頭、郡家）にある中継槽に投入します。中継槽のし尿・浄化槽汚泥は、鳥取市又は本組合が委託する（財）鳥取市環境事業公社が 10t 車により因幡浄苑に搬入します。

また、集落排水汚泥については、（財）鳥取市環境事業公社以外の収集運搬業者が各集落排水処理施設から 2t 又は 4t 車により中継所まで運搬し、中継所においてホース

を連結して鳥取市又は本組合が委託する（財）鳥取市環境事業公社の 10t 車に移した後、因幡浄苑に搬入します。このため、（財）鳥取市環境事業公社以外の収集運搬業者が因幡浄苑に搬入することはありません。（搬入させてはならない。）

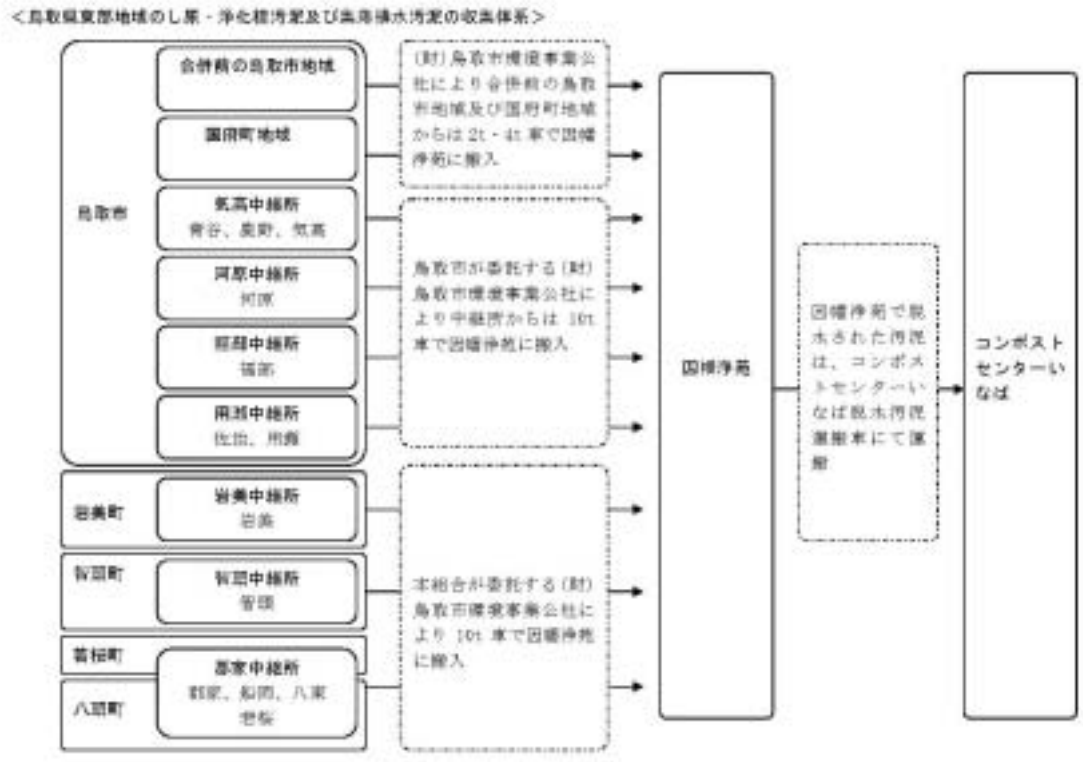

(2) 搬入量の管理

事業者は、収集運搬車両が搬入搬出する際、トラックスケールで搬入量を計量し、日報等施設管理上の実績として管理するものとします。ただし、現在トラックスケールは計量法に基づく点検は行っていません。

5　調整及び交換

(1) 事業者は、次に掲げる機器等が正常に作動するように調整又は交換を行うものとします。

① 機器等の消耗品の交換・調整、オイル交換
② 機器等のグリースアップ
③ 水槽の流入・流出量の調整
④ 電極センサー類の清掃・更正
⑤ その他必要と認められる事項

(2) 事業者は、機器等の調整又は交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を本組合に提出しなければならない。

(3) 事業者は、機器等の調整又は交換をするときは、各機器取扱説明書等に基づき、実施しなければならない。

6　し尿・雑排水の下水道圧送

し尿等の圧送量は、月平均 15 ㎥/日以内とし、１日当たりの最大圧送量は、50 ㎥以内とします。ただし、し尿等の処理は最大限因幡浄苑で行うものとし、下水道圧送量を極力抑える運転をしなければならない。

7　軽易な修理作業

事業者は、設備点検により発見した不良個所若しくは故障が発生した破損個所のうち、現場で補修可能な軽微なものについてはただちに補修し、作業終了後に写真等を添付し報告しなければならない。

8　設備等の改良

事業者は、設備等を改良するときは、本組合と協議し承諾を得た上で改良しなければならない。

9　定期修繕

事業者は、設備保全のため修繕計画書に基づき、機器の修繕を実施しなければならない。

(1) 事業者は、修繕完了後は、修繕報告書その他必要書類を作成し、本組合の検査を受け、承認を得なければならない。

(2) 事業者は、当該機器の修繕開始後、修繕計画時には予見し得なかった事態が発生した場合、本組合に直ちにその旨を報告し、修繕計画の変更を本組合と協議し、適切な修繕を行わなければならない。

(3) 事業者は、機器の運転管理に関し、予見しない事態等が発生し、緊急に修繕対応することが必要となった場合、本組合と協議の上、修繕計画の一部又は全部の修繕内容を変更することができます。変更内容に要する費用は、当初修繕計画から大幅に変動しない限り、原則として業務委託費の変更は行わないものとします。

10　廃棄物の処理

事業者は、修繕により発生した産業廃棄物は、産業廃棄物管理票により適正に処理しなければならない。

11　検査測定分析

事業者は、施設の周辺環境の保全を図るため、水質検査、脱臭装置排ガス濃度測定、水質分析等を行うものとします。

(1) 水質検査は、検査機関による検査を月に１回、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）他関係する法令で定める項目について行うものとします。基準値及び本組合が定める目標値等は、別紙１のとおりです。別紙１に定める目標値は、日常の業務における処理水質の指標とし、目標値を超える数値を検出した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の指示を求めなければならない。

(2) 脱臭装置排ガス濃度測定は、四半期に１回実施するものとします。基準値等は、別

紙２に定めるとおりです。基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の指示を求めなければならない。

(3) 水質分析は、施設の維持管理上必要となる項目を毎日行わなければならない。検査項目等は別紙７に定めるとおりです。

(4) 事業者は、(1)から(3)の検査結果について、本組合に報告書を提出しなければならない。

① 水質検査　月に１回

② 脱臭装置排ガス濃度測定　四半期に１回

③ 水質分析　月に１回

12　防災管理業務

(1) 二次災害の防止

事業者は、天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させる等、二次災害の防止に努めなければならない。

(2) 緊急対応マニュアルの作成

事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、本組合に提出して承諾を得なければならない。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行わなければならない。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善し、本組合に報告しなければならない。

(3) 自主防災組織の組織

事業者は、台風、大雨等の警報発令時に対応するため、及び火災、事故、作業員の怪我等を防止するために自主防災組織を組織するとともに、警察、消防及び本組合等への連絡体制を整備し、速やかに本組合に報告しなければならない。なお、体制を変更した場合も同様とします。

(4) 防災訓練の実施

事業者は、定期的に防災訓練等を行い、訓練等の結果について、本組合へ報告書を提出しなければならない。

(5) 事故への対応

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い対応しなければならない。

13　見学者対応

事業者は、本組合の指示により、見学者に対し施設等の説明を行うものとします。

14　特別操業の対応

※特別操業又は時間外受入の依頼があった場合は、事業者は本組合と協議の上、対応するものとします。

※特別操業とは、年に数回（ゴールデンウイーク、年末年始等）臨時的にＪＲ等のし尿

を受け入れる場合をいいます。

15　維持管理業務の基本的な考え方

事業者は、業務の履行にあたっては、第２章に定める「運転・維持管理業務の基本的な考え方」により行うものとします。

16　環境への配慮

本施設の処理工程等の特性を踏まえながら、環境への負荷の低減、循環型社会への貢献、環境へのリスク管理及び地球温暖化の抑制などに関して配慮するものとします。

第５章　コンポストセンターいなば業務範囲及び業務内容

１　業務範囲

業務の主な内容は次のとおりとするものとします。

(1) 運転業務

①　脱水汚泥の運搬業務

②　中央監視室の操作

③　受入貯留設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

④　予備乾燥設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑤　脱臭処理設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑥　汚泥発酵設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑦　製品貯蔵設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑧　その他設備の各種機器の運転操作、巡視点検、調整及び交換

⑨　その他業務上必要な諸作業

(2) 保守点検業務

①　受入貯留設備の各種設備機器の定期点検及び保守

②　予備乾燥設備の各種設備機器の定期点検及び保守

③　脱臭処理設備の各種設備機器の定期点検及び保守

④　汚泥発酵設備の各種設備機器の定期点検及び保守

⑤　製品貯蔵設備の各種設備機器の定期点検及び保守

⑥　施設の小修繕及び塗装

⑦　電気工作物、消防用設備、自動扉の定期点検及び保守

⑧　受水槽清掃　１回／年

⑨　排水処理槽及び排水ピット清掃　２回／年

⑩　冷暖房設備点検整備

⑪　①～⑩の結果の記録及び報告書作成

⑫　その他必要な保守点検業務

(3) 設備補修業務

突発的に発生した事故等による設備、装置及び機器等の機能の回復

(4) 定期修繕業務

施設の設備・装置及び機器等の性能及び機能を確保するために行う、定期修繕計画の策定、施行計画、修繕対応、安全管理等計画された修繕業務の対応。

(5) 製品管理業務

①　製品の生産数量の管理、在庫数量の管理及び出荷状況の管理

②　生産数量、在庫数量及び出荷数量についての報告

(6) 物品管理調達業務

①　施設の運転に必要な電力、燃料、プラント水及び指定する消耗品類や処理に必要な薬品類等の管理及び調達

②　活性炭の交換及び活性炭在庫管理

(7) エネルギー管理業務

電力量や重油使用量を抑えるための省エネルギー運転等

(8) 場内警備業務

場内警備を実施し、夜間及び休日等の施設の安全を確保する。

(9) 検査測定分析業務

① 製品品質分析業務　３回／年

② 水質検査業務　１回／月

③ 脱臭装置ガス濃度測定業務　１回／四半期

④ 水質分析業務　１回／日

⑤ ばい煙測定業務　２回／年

⑥ 汚泥含水率分析業務　１回／日

(10)防災管理業務

天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時における対応

(11)その他業務

① 施設敷地内（建物内含む）の清掃・除草・植木等の管理、除雪

② いなばコンポＰＲ農園の手入れ

本施設裏にあるＰＲ農園の手入れをし、施設来場者に対し、有機質肥料いなばコンポのＰＲを図るものとします。

③ 施設見学者対応

④ 夜間・土日・祝祭日における緊急時の対応

⑤ その他必要と認められる業務

(12)報告書の提出

前各号及びその他必要と思われる業務に対しての報告書を作成し、本組合に提出するものとします。

2　勤務日等及び勤務時間

勤務日は、月曜日から金曜日までとし、休日は、土曜日、日曜日及び祝祭日及び 12 月 29 日から 31 日まで並びに翌年の 1 月 2 日から 1 月 3 日までとします。

勤務時間は、午前 8 時 30 から午後 5 時 30 分までとします。

3　製品製造について

(1) 事業者は、脱水汚泥受入量の増減による滞留日数の変動に対応し、適切な機器の調節と運転を行わなければならない。

(2) 事業者は、し尿・集落排水汚泥比率変動による脱水汚泥の性状変化が起きた場合、水分調節等に注意をはらい、運転を行うものとします。

(3) 事業者は、製造機能等が低下した場合、その原因を解明し、速やかに対策を講じ、本組合に報告しなければならない。

(4) 事業者は、脱水汚泥受入から製品製造までの各発酵槽投入と切出し製品製造の工程表を作成し滞留日数の確認ができるようにしなければならない。

(5) 事業者は、脱臭設備の管理に努め、場外に臭気が発生しないように努めなければならない。

(6) 事業者は、製品の含水率等製品に関して細心の注意を払わなければならない。

4　調整及び交換

事業者は、次に掲げる機器等が正常に作動するように調整又は交換を行うものとします。

(1) 事業者は、次の調整及び交換を実施するものとする。

① 機器等の消耗品の交換・調整、オイル交換

② 機器等のグリースアップ

③ 電極センサー類の清掃・更正

④ その他必要と認められる事項

(2) 事業者は、調整又は交換を行った場合は、その結果を記載した報告書を本組合に提出しなければならない。

(3) 事業者は、調整又は交換するときは、各機器取扱説明書に基づき、実施しなければならない。

5　軽易な修理作業

事業者は、設備点検により発見した不良個所若しくは故障が発生した破損個所のうち、現場で補修可能な軽微なものについてはただちに補修し、作業終了後に写真等を添付し報告しなければならない。

6　設備の改良

事業者は、設備等を改良するときは、本組合と協議し、承諾を得た上で改良しなければならない。

7　定期修繕

事業者は、設備保全のため修繕計画書に基づき、機器の修繕を実施しなければならない。

(1) 事業者は、修繕完了後は、修繕報告書その他必要書類を作成し、本組合の検査を受け、承認を得なければならない。

(2) 事業者は、当該機器の修繕開始後、修繕計画時には予見し得なかった事態が発生した場合、本組合に直ちにその旨を報告し、修繕計画の変更を本組合と協議し、適切な修繕を行わなければならない。

(3) 事業者は、機器の運転管理に関し、予見しない事態等が発生し、緊急に修繕対応することが必要となった場合、本組合と協議の上、修繕計画の一部又は全部の修繕内容を変更することができます。変更内容に要する費用は、当初修繕計画から大幅に変動しない限り、原則として業務委託費の変更は行わないものとします。

8　廃棄物の処理

事業者は、修繕により発生した産業廃棄物は、産業廃棄物管理票により適正に処理しなければならない。

9　検査測定分析

事業者は、製品の品質確保と施設の周辺環境の保全を図るため、製品品質分析、水質検査、脱臭装置排ガス濃度測定、水質分析、ばい煙測定、汚泥含水率分析を行うものとします。

(1) 製品品質分析は、検査機関による検査を年に３回、肥料取締法（昭和 25 年法律 127 号）他関係する法律で定める項目について行うものとします。検査項目及び基準値に関しては別紙３のとおりです。基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の指示を求めなければならない。

(2) 水質検査は、検査機関による検査を月に１回、地元協定値、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）他関係する法令で定める項目について行うものとします。地元協定値は、別紙４のとおりです。

(3) 脱臭装置排ガス濃度測定は、四半期に１回行うものとします、基準値等は、別紙５に定めるとおりです。基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の指示を求めることとする。

(4) ばい煙測定は、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）他関係する法令で定める項目について行うものとします。基準値を超える数値を検出した場合は、速やかに本組合に報告し、本組合の指示を求めなければならない。

(5) 汚泥含水率は、施設の維持管理上毎日分析を行うものとします。施設の処理能力は、含水率７５％です。

(6) 事業者は、(1)から(5)の検査結果について、本組合に報告書を提出しなければならない。

①　製品品質分析　年に３回
②　水質検査　月に１回
③　脱臭装置排ガス濃度測定　四半期に１回
④　ばい煙測定　年に２回
⑤　汚泥含水率分析　月に１回

10　防災管理業務

(1) 二次災害の防止

事業者は、天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させる等、二次災害の防止に努めなければならない。

(2) 緊急対応マニュアルの作成

事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し本組合に提出して承諾を得なければならない。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行わなければならない。なお、事業者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善し、本組合に報告しなければならない。

(3) 自主防災組織の組織

事業者は、台風、大雨等の警報発令時に対応するため、及び火災、事故、作業員の怪我等を防止するために自主防災組織を組織するとともに、警察、消防及び本組合等への連絡体制を整備し、速やかに本組合に報告しなければならない。なお、体制を変更した場合も同様とします。

(4) 防災訓練の実施

事業者は、定期的に防災訓練等を行い、訓練等の結果について、本組合へ報告書を提出しなければならない。

(5) 事故への対応

事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い対応しなければならない。

11　見学者対応

事業者は、本組合の指示により、見学者に対し施設等の説明を行うものとします。

12　維持管理業務の基本的な考え方

事業者は、業務の履行にあたっては、第２章に定める「運転・維持管理業務の基本的な考え方」により行うものとします。

13　環境への配慮

本施設のコンポスト製造工程等の特性を踏まえながら、環境への負荷の低減、循環型社会への貢献、環境へのリスク管理及び地球温暖化の抑制などに関して配慮するものとします。

別紙１

因幡浄苑　排水基準値等及び水質検査業務に係る検査項目等

検　査　項　目	単位	検査頻度		施設性能	目標値	排水基準	環境基準
		月1回	年1回			基準値	基準値
水素イオン濃度(pH)	－	○	○	5.8～8.6	6.4～7.2	5.8～8.6	河川 5.8～8.6 海域 5.0～9.0
生物化学的酸素要求量(BOD)	cm	○	○	10mg／ℓ 以下	1.8mg／ℓ 以下	160(120)	←
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	○	○	20mg／ℓ 以下	4.5mg／ℓ 以下	160(120)	←
浮遊物質量(SS)	mg/l	○	○	10mg／ℓ 以下	＜1mg／ℓ	200(150)	←
色度	mg/l	○	○	30度 以下	30度 以下		
大腸菌群数	個/cm3	○	○	100個 以下	＜30個	3,000	←
塩素イオン濃度(Cl)	mg/l	○	○				
アンモニア性窒素(NH4-N)	mg/l	○	○				100(注1)
硝酸性窒素(NO_3-N)及び亜硝酸性窒素(NO_2-N)	mg/l	○	○				
ほう素	mg/l		○				海域外 10 海域 230
総窒素(T-N)	mg/l		○	10mg／ℓ 以下	10mg／ℓ 以下	120(60)	←
全リン(T-P)	mg/l		○	1mg／ℓ 以下	＜0.4mg／ℓ	16(8)	←
溶解性鉄	mg/l		○			10	←
溶解性マンガン	mg/l		○			10	←
銅	mg/l		○			3	←
亜鉛	mg/l		○			5	←
クロム	mg/l		○			2	←
ふっ素	mg/l		○			15	海域外 8 海域 15
フェノール類含有量	mg/l		○			5	←
カドミウム及びその化合物	mg/l		○			0.1	0.01
鉛及びその化合物	mg/l		○			0.1	0.01
シアン化合物	mg/l		○			1	検出されないこと
ひ素及びその化合物	mg/l		○			0.1	0.01
総水銀	mg/l		○			0.005	0.0005
有機リン化合物	mg/l		○			1	←
六価クロム化合物	mg/l		○			0.5	0.05
アルキル水銀	mg/l		○			検出されないこと	←
PCB	mg/l		○			0.003	検出されないこと
トリクロロエチレン	mg/l		○			0.3	0.03
テトラクロロエチレン	mg/l		○			0.1	0.01
四塩化炭素	mg/l		○			0.02	0.002
ジクロロメタン	mg/l		○			0.2	0.02
1,2-ジクロロエタン	mg/l		○			0.04	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l		○			3	1
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l		○			0.06	0.006
1,1-ジクロロエチレン	mg/l		○			0.2	0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l		○			0.4	0.04
1,3-ジクロロプロペン	mg/l		○			0.02	0.002
チウラム	mg/l		○			0.06	0.006
シマジン	mg/l		○			0.03	0.003
チオベンカルブ	mg/l		○			0.2	0.02
ベンゼン	mg/l		○			0.1	0.01
セレン及びその化合物	mg/l		○			0.1	0.01
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類含有量)	mg/l					5	←
〃　(動植物油脂類含有量)	mg/l					30	←

※注1はアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量

※排水基準 ‥ 水質汚濁防止法に係る排水基準を定める総理府令

( )内は日間平均＊mg／l 日間平均による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

※環境基準 ‥ 水質汚濁に係る環境基準

※ ⋯⋯ **は環境基準の内の生活環境**　　▒▒ **は環境基準の内の健康項目**

別紙２

脱臭装置排ガス濃度測定基準値

１．高中濃度臭気脱臭装置排ガス濃度

〔測定場所：活性炭吸着塔出口〕

測定項目		基準値
臭気強度		2.5
臭気濃度		300
臭気物質		（ppm）
アンモニア	NH_3	1.0
硫化水素	H_2S	0.02
メチルメルカプタン	CH_3SH	0.002
トリメチルアミン	$(CH_3)_3N$	0.005
硫化メチル	$(CH_3)_2S$	0.01
二硫化メチル	$(CH_3)_2S_2$	0.009

２．低濃度臭気脱臭装置排ガス濃度

〔測定場所：活性炭吸着塔出口〕

測定項目		基準値
臭気強度		2.5
臭気濃度		300
臭気物質		（ppm）
アンモニア	NH_3	1.0
硫化水素	H_2S	0.02
メチルメルカプタン	CH_3SH	0.002
硫化メチル	$(CH_3)_2S$	0.010
二硫化メチル	$(CH_3)_2S_2$	0.01

別紙3　　コンポストセンターいなば製品に係る規制及び品質管理上必要な分析項目

項目	No.	分析項目	分析回数	分析方法	基準値等
重金属含有量	1	総水銀	※2	下水試験方法(1997)	0.0002%
	2	ヒ素	1回／年	〃	0.005%
	3	カドミウム	1回／年	〃	0.0005%
	4	銅	1回／年	〃	600mg／kg
	5	亜鉛	1回／年	〃	1,800mg／kg
	6	鉛	1回／年	〃	0.01%
	7	ニッケル	1回／年	〃	0.03%
	8	クロム	1回／年	〃	0.05%
金属等溶出量	9	アルキル水銀	1回／年	産業廃棄物に含まれる金属等の検出方法	検出されないこと
	10	全水銀	※2	〃	0.005mg／リットル以下
	11	カドミウム	1回／年	〃	0.3mg／リットル以下
	12	鉛	1回／年	〃	0.3mg／リットル以下
	13	有機リン化合物	1回／年	〃	1.0mg／リットル以下
	14	六価クロム	1回／年	〃	1.5mg／リットル以下
	15	ヒ素	1回／年	〃	0.3mg／リットル以下
	16	シアン化合物	1回／年	〃	1.0mg／リットル以下
	17	PCB	1回／年	〃	0.003mg／リットル以下
	18	トリクロロエチレン	1回／年	〃	0.3mg／リットル以下
	19	テトラクロロエチレン	1回／年	〃	0.1mg／リットル以下
	20	ジクロロメタン	1回／年	〃	0.2mg／リットル以下
	21	四塩化炭素	1回／年	〃	0.02mg／リットル以下
	22	1,2-ジクロロエタン	1回／年	〃	0.04mg／リットル以下
	23	1,1-ジクロロエチレン	1回／年	〃	0.2mg／リットル以下
	24	シス-1,2-ジクロロエチレン	1回／年	〃	0.4mg／リットル以下
	25	1,1,1-トリクロロエタン	1回／年	〃	3.0mg／リットル以下
	26	1,1,2-トリクロロエタン	1回／年	〃	0.06mg／リットル以下
	27	1,3-ジクロロプロペン	1回／年	〃	0.02mg／リットル以下
	28	チウラム	1回／年	〃	0.06mg／リットル以下
	29	シマジン	1回／年	〃	0.03mg／リットル以下
	30	チオベンカルブ	1回／年	〃	0.2mg／リットル以下
	31	ベンゼン	1回／年	〃	0.1mg／リットル以下
	32	セレン	1回／年	〃	0.3mg／リットル以下
肥料成分	33	水素イオン濃度	3回／年	下水試験方法(1997)	8.5以下
	34	含水率	3回／年	〃	35%程度
	35	強熱減量(有機物等)	3回／年	〃	乾物あたり35%以上
	36	全炭素	3回／年	土壌養分分析法(1994)	
	37	有機態炭素	3回／年	〃	
	38	全窒素	3回／年	〃	乾物あたり2.0%以上
	39	全リン	3回／年	〃	
	40	全カリウム	3回／年	〃	
	41	炭素窒素比(C／N)	3回／年	〃	20以下
	42	リン酸(P_2O_5)	3回／年	〃	乾物あたり2.0%以上
	43	カリ(K_2O)	3回／年	〃	
	44	電気伝導率(1:5水浸出)	1回／年	〃	
	45	0.5M塩酸可溶性石灰	1回／年	有機質肥料等品質保全研究会報告書に記載の方法	
	46	0.5M塩酸可溶性苦土	1回／年	〃	
	47	アルカリ分	1回／年	〃	乾物あたり25%以下
汚染指標菌	48	大腸菌群	1回／年	食品衛生検査指針による	陰性
	49	黄色ブドウ球菌	1回／年	〃	陰性
	50	サルモネラ	1回／年	〃	陰性

※1汚泥肥料成分、重金属含有量は試料乾燥重量当たりの含有量で表記。(水素イオン濃度、電気伝導率、含水率は除く。)
※2重金属含有量の総水銀、金属等の溶出量の全水銀は、適宜行う。

別紙4　　**排水に係る地域協定値（コンポストセンターいなば）**

（下水道法及び下水道条例の規定に基づく下水排除基準）

項　　目			非特定事業場
条例で定める基準	環境項目	温　　度	４５℃　（４０℃）
		水素イオン濃度（ｐＨ）	５を超え9未満 (5.7を超え8.7未満)
		生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	６００（３００）未満
		浮遊物質量（ＳＳ）	６００（３００）未満
		よう素消費量	２２０未満
		アンモニア性窒素・亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	３８０（１２５）未満
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量　鉱物油類含有量	5以下
		ノルマルヘキサン抽出物質含有量　動植物油脂類含有量	３０以下
		窒素含有量	２４０（１５０）未満
		燐含有量	３２（２０）未満
		フエノール類	5以下
		銅及びその化合物	3
		亜鉛及びその化合物	2以下
		鉄及びその化合物（溶解性）	１０以下
		マンガン及びその化合物（溶解性）	１０以下
		クロム及びその化合物	2以下
政令の基準	健康項目	カドミウム及びその化合物	０．１以下
		シアン化合物	1以下
		有機リン化合物	1以下
		鉛及びその化合物	０．１以下
		六価クロム	０．５以下
		砒素及びその化合物	０．１以下
		水銀及びアルキル水銀その他の化合物	０．００５以下
		アルキル水銀化合物	検出されないこと
		ポリ塩化ビフエニル（ＰＣＢ）	０．００３以下
		トリクロロエチレン	０．３以下
		テトラクロロエチレン	０．１以下
		ジクロロメタン	０．２以下
		四塩化炭素	０．０２以下
		１．２－ジクロロエタン	０．０４以下
		１．１－ジクロロエチレン	０．２以下
		シス－１．２－ジクロロエチレン	０．４以下
		１．１．１－トリクロロエタン	3以下
		１．１．２－トリクロロエタン	０．０６以下
		１．３－ジクロロプロペン	０．０２以下
		チウラム	０．０６以下
		シマジン	０．０３以下
		チオベンカルブ	０．２以下
		ベンゼン	０．１以下
		セレン及びその化合物	０．１以下
		ほう素及びその化合物	１０以下
		ふっ素及びその化合物	8以下
		ダイオキシン類	１０以下

注　１　温度、水素イオン濃度以外は、ダイオキシン類　ｐｇ/L、それ以外はｍｇ/Lです。

２　温度、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質量の（　）内の数値は、製造業又は供給業から排除される汚水の合計量が、下水処理場で処理される汚水量の1/４以上であると認められる場合の、条例上の基準です。

別紙5

コンポストセンターいなば乾燥機排ガス基準値

(1)測定項目

項目	基準値	
ばいじん	0.2	g／㎥N以下
硫黄酸化物	K値　17.5以下	
窒素酸化物	230	㎝3／㎥N以下
臭気濃度	1,000	以下

(2)測定場所　煙突途中の測定口

(3)測定回数　2回／年

別紙６　　事業実施におけるリスクマネージメント

リ　ス　ク　分　担　表

包括管理委託業務における本組合及び受託事業者の責任分担は、次のとおりとします。

リスクの種類	リスクの内容			負担者（〇）	
				本組合	受託事業者
物価・金利変動	インフレ、デフレ、電気・水道料金等改正、税制改正等				〇
法令等の変更	業務に直接関係する法令等の改正			〇	
	上記以外のもの				〇
第三者への賠償	受託事業者の責めによるもの				〇
	上記以外のもの			〇	
周辺地域・住民対応	業務に伴う苦情処理等の住民対応				〇
	上記以外のもの			〇	
天災等の影響	天災・暴動等による事業変更・中止等			〇	
事故の発生	運転・維持管理での事故				〇
	上記以外のもの			〇	
施設・設備等の修繕	突発的な修繕	不可抗力	修繕費が100万円未満		〇
			上記以外のもの	〇	
		その他	受託事業者の責めによるもの		〇
			修繕費が100万円未満のもの		〇
			上記以外のもの	〇	
環境保全	運転・維持管理に起因し、周辺環境に影響を及ぼした場合				〇
	上記以外のもの			〇	
契約の変更等	受託事業者の責めによるもの （破綻、契約・法令違反、不履行等）				〇
	上記以外のもの			〇	
施設の性能確保	委託業務の開始及び終了時（引渡し）における施設の性能確保				〇
セキュリティー	情報漏洩、犯罪の発生				〇

別紙7

水質分析業務

分析項目	単位	搬入し尿	投入し尿	集排汚泥	第1反応槽	第2反応槽	生物膜原水	生物膜処理水	凝集膜原水	凝集膜処理水	活性炭処理水	脱水ろ液	雑排水
水温	℃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水素イオン濃度(pH)		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浮遊物質(SS) MLSS	mg/l	○	○	○	○	○	○		○			○	○
アンモニア性窒素(NH_4-N) パック	mg/l												
アンモニア性窒素(NH_4-N) MT-1	mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
窒素酸化物(NO_X-N)	mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
総窒素(T-N)	mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全リン(T-P)	mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
硝酸性窒素(NO_3-N) パック	mg/l												
硝酸性窒素(NO_3-N) MT-1	mg/l												
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
フッ素	mg/l												
ホウ素	mg/l												
鉄 パック	mg/l												

分析項目	単位	余剰汚泥A	余剰汚泥B	余剰汚泥C	余剰汚泥D	凝集汚泥A	凝集汚泥B	凝集汚泥C	供給汚泥	除砂ろ液	除砂前	凝集混和	
水温	℃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
浮遊物質(SS) MLSS	mg/l	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
水素イオン濃度(pH)									○	○	○	○	

・ ○の項目は毎日分析すること
・ 空欄の項目は必要に応じて分析すること
・ 分析項目の末尾に付いている パックはパックテストの意味 MT-1は分析機器の意味